

「衣類等」回収を一時停止します

本市では、資源として回収した「衣類等」（衣類・服飾雑貨・布類）を主に海外に輸出しリユース等をしていますが、新型コロナウイルスの影響によって輸出先である東南アジアで移動制限令が発布され、集めた衣類等を輸出できない状況にあります。そのため、衣類等の回収を一時停止し、回収再開までご家庭での衣類等の保管を呼びかけます。

- 1 停止する回収 (1) ごみ集積場所による収集
(2) リサイクル庫（本市設置分）
(3) 有価物集団回収
- 2 停止期間 令和2年5月18日（月）から当分の間
回収再開はホームページ等でお知らせします。
- 3 参 考 昨年度回収量 年間 810,240 kg うち4月 76,930 kg
本年4月 速報値 84,310 kg （前年同月比 109.6%）

本件に関するお問い合わせ先

ごみ減量課 ごみ減量係

電 話 直通 / 027-898-6272